

令和4年度
県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書

令和3年9月6日
農業委員会ネットワーク機構
【一般社団法人 埼玉県農業会議】

はじめに

現在、令和3年3月に策定された埼玉県農林水産業振興基本計画に基づき、本県農業のあるべき姿の実現に向けて、県をはじめ関係機関・団体が一体となり、農業振興対策に全力で取り組んでいるところです。

埼玉県農林水産業振興基本計画の目的である収益性の高い農業経営の確立を達成するためには、農業の生産基盤である優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化を着実に進めるとともに、多様な担い手を育成・確保するための環境整備や、農業者の経営革新・発展に必要な各種支援策の充実が必要不可欠となっております。

また、農業・農村は、新鮮で安全な食料の供給に加え、「ゆとり」や「やすらぎ」の提供など多面的機能を有しており、県民がこの恩恵を享受していることを実感し、農業を応援する環境づくりが重要です。

我々農業委員会組織は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる架け橋」という組織理念のもと、行政と農業者との橋渡しを行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心として地域の農業振興活動を行い、優良農地の確保、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の育成確保などに一定の成果をあげて参りました。

しかし、本県の農業振興を着実に実施するためには、未だ、課題が多く、解決するためには、引き続き県等の支援が必要不可欠となります。

そこで、県内農業委員会や農業経営者の意見・要望を踏まえ「農業委員会等に関する法律」第53条に基づき、令和4年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書を取りまとめましたので提出いたします。

令和3年9月6日

埼玉県知事

大野元裕様

一般社団法人埼玉県農業会議
会長 田端 講一

I 農業委員会組織の活動強化支援

1 農業委員会活動への IT 等の導入支援

(1) ドローン等による農地の利用状況調査の実施

農業委員会の業務の効率化と遊休農地対策をより一層強化するため、特に、労力を要している農地の利用状況調査については、ドローンによる空撮データや衛星データと AI を活用した確認方法も利用状況調査と認めるように運用を見直すとともに、その運用経費について措置するように国に要請すること。

(2) 利用調整活動におけるタブレットの活用

農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の利用集積の活動を展開する上で、所有者や利用者との話し合いや意向を確認する際に、農地情報や農地地図情報が視認できると農地の位置や利用状況を詳細に伝えられ、濃密な活動ができることとなることから、タブレットの活用ができる環境整備と導入のための経費について支援を拡充するよう国に要請すること。

2 農業委員会の活動支援強化

(1) 人・農地プランの実現のための活動支援強化

農業委員会では、新たに、農業委員・農地利用最適化推進委員が担当地区等の地域目標を設定し、達成のための活動を展開することとされ、『人・農地プラン』についても法定化される方向性が示されている。そこで、『人・農地プラン』と連動した地区毎の計画の策定・達成など『人・農地プラン』の実現を加速化させるための農業委員会が行う活動を支援するとともに、その経費について支援を強化するよう国に要請すること。

(2) 農業委員会事務局体制の強化

農業委員会活動の業務量が加速的に増大している。農地利用の最適化を行うためには、関係資料の作成・整理などを行う事務局の役割を強化することが重要となるため、ひきつづき予算的支援を行うように国に要請すること。

3 農業委員会ネットワーク機構の支援強化

農業委員会ネットワーク機構では、農業委員会が新たに作成する地区毎の計画とその目標達成に向けた活動の展開や共通申請サービス、農地情報管理などの新たな展開に対応して支援を実施していくこととなるため、その活動経費について充実すること。

Ⅱ 農地の有効利用のための支援

1 優良農地利用促進

(1) 遊休農地の発生防止対策の強化

貸出希望農地や軽度な荒廃農地などについて、保全管理を徹底しないと利用できない荒廃農地となってしまう。

これを防止するためには、農地中間管理事業の中間管理機能を最大限発揮する必要がある。そのため、農地中間管理機構が行う保全管理についての助成措置を拡充するように国に強く要請すること。

(2) 営農型太陽光発電施設の設置後の農地利用の確保について

営農型太陽光発電施設の設置について、撤去費用に関して必ず積み立てを行うことを求めるなど、終了後の農地利用についても担保する制度を創設するよう国に要請すること。

2 新たな農業者のための農地の有効利用

(1) 新規就農者向け農業団地の整備

担い手がない地域において、新規就農者を呼び込むために行う農地の集約化（新規就農農業団地（仮称））を推進するとともに基盤整備等の負担軽減措置を講じること。

(2) 新規就農者用の農地の確保

担い手が不足している地域において、就農者を確保することは急務である。農業委員会としては空き農地の情報整理などを積極的に行なうこととなっている。空き農地は所有者の意向を聞き取ったあとすぐに借受等を行ない、管理しておき、ストックしておく仕組みができれば就農希望者が就農したいときにすぐに荒れていない農地の貸借等が行

えることとなる。また、軽度な遊休農地であればストックしている間に草刈り等の管理を行っていくことで、すぐに活用できることとなる。このようなことから新規就農者向けに農地をストックできる仕組みとそのための支援措置を国に要請すること。

3 担い手等が利用しやすい営農環境の整備

(1) 基盤整備の推進

土地利用型農業の経営の合理化には農地の集約化が必要不可欠である。そのためには、基盤整備事業の実施が有効となることから、農業者負担がなく実施できるような予算措置を恒常的に措置するように国に要請すること。

(2) 農道・農業水利施設等の整備の促進

効率的な営農を進めるうえで、大型機械が利用できる営農環境を整備することが重要となる。そこで、農道の拡幅・整備、用排水路や農業水利施設などの整備や維持管理に関する支援を拡充するように国に要請すること。

(3) 機構集積協力金の支援内容の拡充

機構集積協力金のうち地域集積協力金については、交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されることが要件となっている。認定農業者等担い手のほか、中小・家族経営など地域の多様な経営体も地域農業生産の維持には必要であることから、要件の担い手の外、そのような地域農業生産の維持に必要な経営体への集積についても1割以上の対象の面積に算入できるように国に要請すること。

Ⅲ 農業を担う経営体の確保と支援

1 担い手確保のための広域的な農地の利用調整機能の構築

(1) 担い手情報の共有化

市町村域を超える広域的な農地利用の意向をもつ担い手情報を県・市町村・農業委員会等関係機関が相互に利活用ができる仕組みを構築すること。

(2) 企業参入希望等の情報の共有化

企業の農業参入希望などについて、参入希望の情報を県・市町村・農業委員会等関係機関が相互に利用できる仕組みを構築すること。

(3) 都市農業における担い手情報の共有化

都市農業の重要な基盤となる生産緑地については、都市農地貸借円滑化法により営農を行う者を確保していく必要がある。そこで、生産緑地について借受可能な経営者の情報を集め、農地所有者と農地借受希望者が相互に利活用できる仕組みを構築すること。

2 担い手の支援策等の活用しやすい情報発信

(1) 空き施設・機械情報の共有化

県内 25 箇所「明日の農業担い手育成塾」において関係機関が連携して空き農業機械や農業用施設等の情報を就農希望者へ提供し、実績をあげていることから、この取組を県内全域で実施できるように担い手育成塾の更なる設置を推進すること。

(2) 担い手が利用しやすい情報の公表

① 試験研究成果の利活用の促進

県における研究成果やその成果の活用方法などをフル活用するために農業者が手軽に目的別に確認できるようWEB上でわかりやすく公開すること。

② 農業者向け支援情報の発信

農業者が活用できる支援策について、どのようにすれば活用できるかなどの情報を広く発信し、各種支援策の理解を促進すること

IV 地域農業の活性化のための支援

1 地域農業を支える人材の確保

農村地域において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。そこで、人・農地プランにおいて、中小規模の経営体などの多様な経営体等を担い手として積極的に位置づけることを市町村に働きかけること。

また、市町村、農業団体等と協力し、新規就農者の確保・育成や企業の農業参入などに努めること。

2 食農教育の推進

「食」の大切さを伝える食育に農業体験や食農教育により、児童生徒に農業の理解促進を図ること。

3 鳥獣害対策の強化

地域が主体となった多様な鳥獣害対策の取り組みへの支援や複数の自治体や地域が連携した広域的な取り組みへの支援を長期的に行なうこと。

4 販路拡大支援

県内の農産物が県内で消費できるように量販店等における県産農産物コーナーの設置支援を行うとともに、新たな販路開拓のための流通業者や実需者と農業経営者とが簡単にコンタクトをとれる仕組みを構築すること。